

Legalscape

基本操作マニュアル

目次

Legalscape 各機能操作方法

ログイン	3
トップページの説明	5
キーワード検索	7
コンテンツ閲覧画面	12
マイ・コレクション	16
シェア機能	19
履歴	21
リーガルリサーチAI "Watson & Holmes"	23
リーガルリサーチAI活用のコツ	34
動画マニュアル/サポート	39

ログイン

下記ログインURLからログインいただけます。

<https://kommentar-trial.legalscape.jp/auth/login>

ご登録のメールアドレスを入力し「メールアドレスに送付」をクリックします。

「Legalscape へのログイン」というメールが届き、メール内の「Legalscape にログイン」からアクセスできます。

メールアドレスを入力し
「メールアドレスに送付」
をクリックします。

Legalscape ログイン

メールアドレスにログイン用のリンクを送信します

メールアドレスに送付

ログインに関するよくあるご質問

[アカウントをお持ちでない方はこちら](#)

ご不明な点がございましたら
user-support@legalscape.co.jp
までお問い合わせください。

運営会社

Legalscape へのログイン 個人 ×

no-reply@legalscape.co.jp

16:14 (5分前)

To 自分

Legalscape をご利用いただき誠にありがとうございます。このメールアドレスでのログインのリクエストを受け付けました。

yu.kawamoto@legalscape.co.jp のアカウントでログインするにはリンクをクリックしてください。

[Legalscape にログイン](#)

ログインリクエストに心当たりがない場合、このメールを無視してください。

お客様のメールシステムのセキュリティ対策により送信されるメール内のログインURLが自動的に変換されている場合、初回のログインURLが破損する場合がございます。エラーが出た場合、お手数ですが再度ログインリクエストを行ってください。

※このリンクは一度のみ有効です。リンクが無効になった場合は、再度ログインリクエストを行ってください。

※このリンクはログインしようとしているブラウザと同じブラウザが開いてください。

Legalscape サポートチーム

届いたメールの
「Legalscapeにログイン」
からアクセスできます。
※ログインURLはブック
マーク推奨

トップページの説明

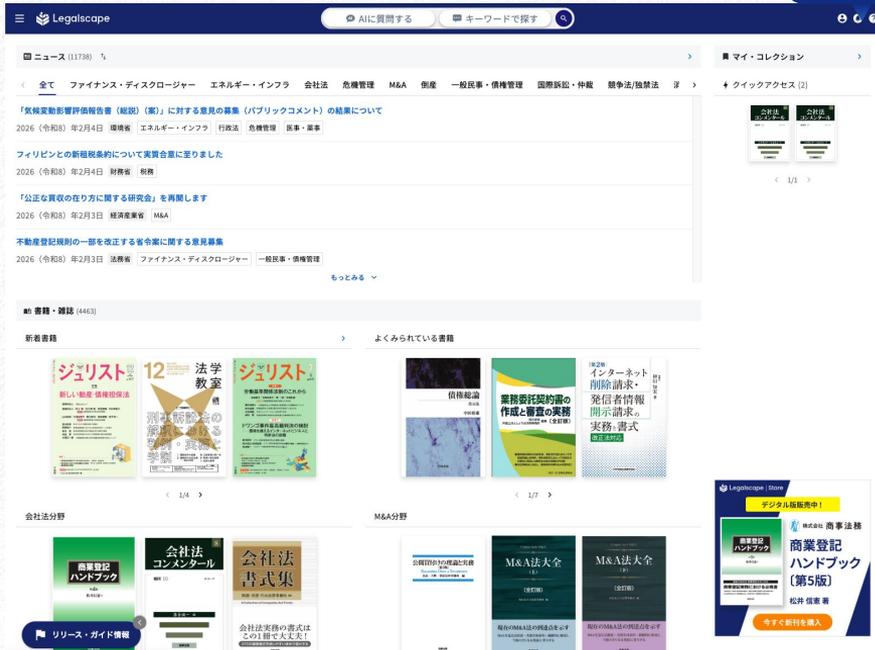
トップページの説明

ハンバーガーメニュー

AI検索

キーワード検索

マイ・コレクション
(クイックアクセス/バインダー)



カテゴリ別書籍

キーワード検索

キーワード検索(キーワード入力と詳細設定)



「キーワードで探す」をクリックし検索したいワードを入力

複数のキーワードでの検索も可能

AND検索【〇〇_〇〇※スペースで区切る】

→指定した複数のキーワードが全て含まれる

OR検索【〇〇 or 〇〇※orと前後に半角スペースを入力】

指定した複数のキーワードのいずれかが含まれる

キーワードを入力後、検索窓右側の「詳細」をクリックすると詳細設定画面が開く

キーワード検索(キーワード入力と詳細設定)

書籍・雑誌 | ガイドライン等 | パブコメ | 法令

AI 個人情報保護

タイトル

著者・編集者

近傍検索 オン オフ

発行元 すべて ▾

オプション 同じ書籍の古い版を検索から除外する

発行年月日

表示件数 20件表示 ▾

並び替え 関連度・重要度順 ▾

条件リセット 閉じる 🔍

1 「書籍」はタイトル・著者・編集者・発行元等の詳細検索が可能

2 近傍検索設定

デフォルトでは「オン」の設定。複数キーワードでの検索を行った際キーワードが1ページ以内もしくは500文節以内に近接している場合にのみ検索結果として表示する設定

3 関連度・重要度（検索キーワードのヒット件数が多い順）、新しい/古い順、あいうえお順などで並び替え可能

コンテンツ閲覧画面

WEBビューとは？

Legalscapeならではのビューワです。書籍をスクロールで読み進められる形式で、シェア・コピー機能や逆引き検索など便利な機能も利用できます。



1 PDFビュー切り替え機能

2 目次機能

クリックすると各セクションへジャンプ。左側目次が本文と連動。常に目次を意識しながら情報を探ることが可能に

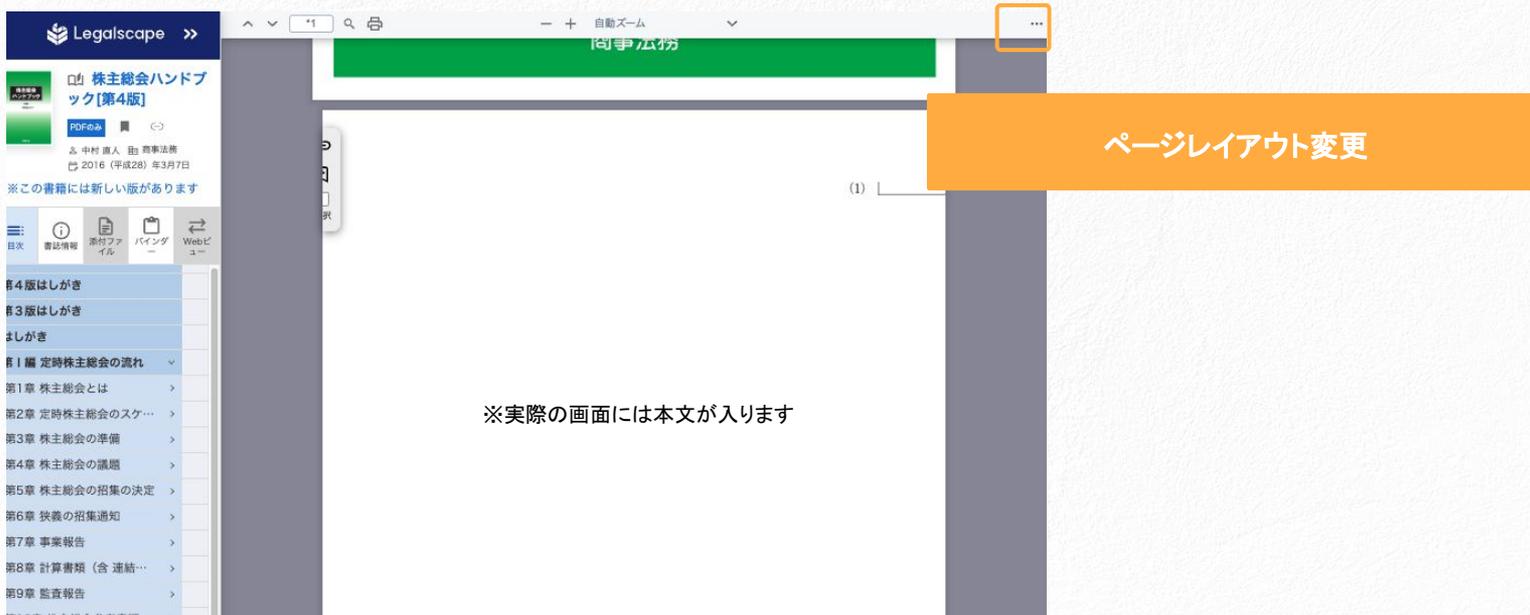
3 ヒット箇所が目次ハイライト

すべて (複数) の検索キーワードがヒットした箇所は**赤色**、どれか1つ以上の箇所は**青色**になります

4 ヒット箇所の本文ハイライト

PDFビューとは？

PDFの状態で見覧できるビューです。
書籍の体裁に近い状態で読みたい場合や、印刷したいときはPDFビューをご利用ください。



マイ・コレクション

クイックアクセス

普段手元に置きたいような文献に
素早くアクセスできる自分専用の
本棚を作ります。

ビューワー左側の書誌情報から、
しおりアイコンをクリックするだけ
でクイックアクセスに登録でき
ます。



トップページから 1クリックで
登録文献にアクセス可能に



ハンバーガーメニューからも
アクセス可能

クイックアクセスへの登録方法

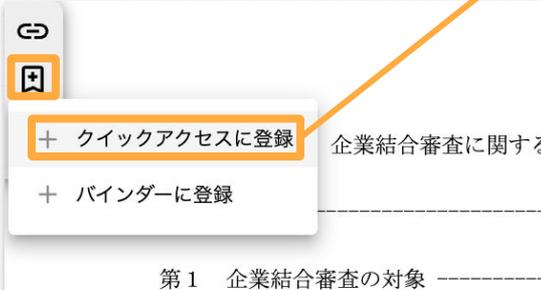


企業結合審査に関する
独占禁止法の運用指針

PDFのみ  

公正取引委員会
2019 (令和元) 年12月17日

文献単体の登録



+ クイックアクセスに登録 企業結合審査に関する
+ バインダーに登録

第1 企業結合審査の対象

ページの登録 (PDFビュー)



ブックマーク

登録済バインダーを参照してください

クイックアクセス

文庫名 公開買付開始の基礎理論
第1巻 はじめに

メモ

この内容でブックマークします

キャンセル ブックマークする





このセクションはどこにも登録されていません

+ クイックアクセスに登録する
+ バインダーに登録する

企業会計基準委員会

■ 目的

1. 本会計基準は、企業結合に関する会計処理及び開示を定めること。

セクションの登録 (WEBビュー)

しおりのマークをクリックすることで、文献単体、セクション (WEBビュー)、ページ (PDFビュー) でクイックアクセスへ登録できます。メモを残して登録することも可能です

シェア機能

範囲選択機能（テキストコピー＆ペースト）：WEBビュー

用語の定義



4. 「企業」とは、会社及び会社に準ずる事業体をいい、会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）を指す。

5. 「企業結合」とは、ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが1つの報告単位に統合されることをいう。なお、複数の取引が1つの企業結合を構成している場合には、それらを一体として取り扱う。

選択範囲＋文献情報と該当箇所の 共有リンクをペースト可能
※[Ctrl] C+[Ctrl] V(ショートカットキー)選択範囲のみのコピー＆ペーストに対応

4. 「企業」とは、会社及び会社に準ずる事業体をいい、会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）を指す。

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会、2008）

https://legalscape.legalscape.jp/document/jp.or.asb.ketsugou_1_0#key=4

段落URLコピー機能：WEBビュー

らに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）を指す。

5. 「企業結合」とは、ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが1つの報告単位に統合されることをいう。なお、複数の取引が1つの企業結合を構成している場合には、それらを一体として取り扱う。

6. 「事業」とは、企業活動を行うために組織化され、有機的一体として機能す

ページごとURLコピー機能：PDFビュー



文献情報と該当箇所の URLをコピー可能

企業結合審査に関する独占

はじめに -----

第1 企業結合審査の対象 -----

1 株式保有 -----

(1) 会社の株式保有 -----

(2) 会社以外の者の株式保有 -----

(3) 法人関係の範囲 -----

履歷

履歴

ハンバーガーメニューの履歴から
過去に閲覧した文献情報を確認できます。

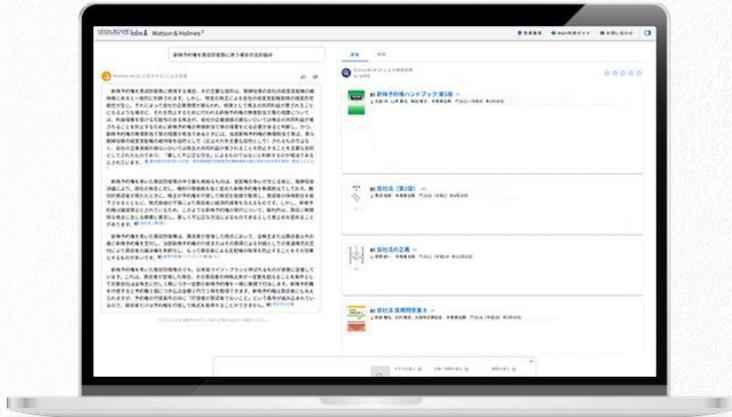


- 履歴一覧を開くと一覧で確認できる
- 「もっと読み込む」でさらに過去の履歴を確認可能

リーガルリサーチ AI "Watson & Holmes"

リーガルリサーチAI "Watson & Holmes"

“Watson” が根拠となる文献の記載箇所を表示



“Holmes” が要約を引用付きで表示し、“Holmes” は
“Watson” が探してきた信頼できる情報だけをもとに応答

司法試験合格水準の
当社独自AIをベースにした機能で、

質問を入れるだけで、

要約＋根拠文献を

セットで表示する

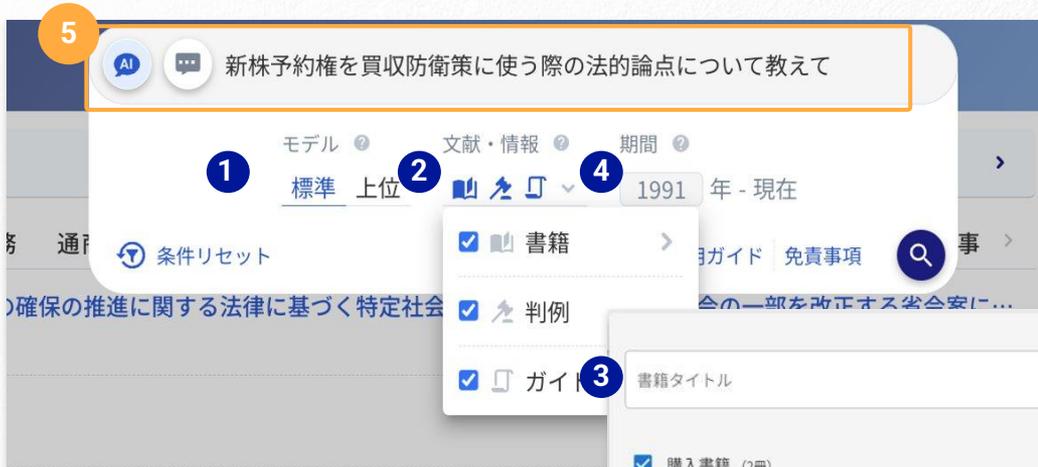
リーガルリサーチAIです。



「AIに質問する」から質問文を入力します。「単語のみ」より**文章で聞きたいことを質問**すると効果的です。

検索時は単語でなく、助詞をつけていただくことを強くおすすめします。精度が上がりやすいです。完全一致キーワード検索と違い、質問から意図を汲み取って言い換えを含めて必要な文献をWatsonが収集します。

リーガルリサーチAI"Watson & Holmes"



5 質問の入力、設定が完了したら
検索します

1 AIモデル選択（『標準』『上位』を選択することで
質問に利用する AIモデルを選択可能）

※スタンダードプラン：標準モデル使い放題／上位モデル月10回まで
※プレミアムプラン：標準モデル使い放題／上位モデル使い放題
※トライアル時：標準モデル使い放題／上位モデル使い放題

2 参考文献タイプの選択
『書籍』『判例』『ガイドライン等』を選択することで、
検索対象とする文献タイプを変更可能

※判例検索機能は別途「D1-Law.com」有料アカウントとLegalscape
D1-Law.com連携オプションのご契約が必要です

3 書籍選択機能
要約を作成するために参照する書籍をあらかじめ指定することが可能。またLegalscape
storeにて購入した書籍も選択が可能

4 期間指定
参照する書籍/ガイドラインの期間の変更が可能。
デフォルトでは「全期間」設定

質問に対する検索結果

The screenshot displays the Legalscape AI search interface. On the left, the 'Holmes' panel shows a search result for '新株予約権を買収防衛策に使う際の法的論点を教えてください'. The result includes a summary and a detailed answer. On the right, the 'Watson' panel shows search results for 'Watson', including a book titled '新・会社法実務問題シリーズ/2 株式・種類株式 (第2版)'. A blue callout box highlights that clicking on the book title in the Watson panel opens a separate tab for the document.

Holmes (左側) が質問に対して回答要約を表示。

Watson (右側) が質問に関連する文献を表示。書籍名をクリックすると、別タブで書籍を開いて閲覧可能。

Watson

The screenshot shows the Watson interface with a search bar at the top containing 'Watson v5.6' and a '全期間' (All Time) filter. Below the search bar is a navigation menu with four items: '書籍' (Books), '判例' (Cases), 'ガイドライン等' (Guidelines, etc.), and '法令' (Regulations). The '書籍' item is highlighted with a blue box and a '1' in a blue circle. Below the navigation menu is a search result card for '会社法入門 (第13版)' (Introduction to Company Law (13th Edition)). The card includes a book cover image, the title, author '前田 庸' (Yoshiyuki Maeda), publisher '有斐閣' (Yūfikan), and publication date '2018 (平成30) 年11月1日'. The card is highlighted with an orange box and a '2' in an orange circle. Below the card is a note: '※実際の画面には本文が入ります' (※Actual screen includes the main text). At the bottom of the card is a '続きを見る' (View more) button.

1 タブの切り替えで「書籍」「判例※オプション」「ガイドライン等」「法令」の参照元を選択可能

※参照文献の中からピックアップされた内容がHolmesの要約に使われます。

※Watson & Holmesでは下記をご契約いただくことにより判例検索機能の使用が可能です

- D1-Law.com判例体系
- Legalscape 判例連携オプション

2 書籍名/書籍の画像をクリックで該当書籍を閲覧可能

3 スニペットの青字の箇所は関連箇所のリンクとなっているので、クリックすることで関連箇所から閲覧可能

Holmes

3 Holmes 記事を表示

2025/01/15 10:55:43

取締役会非設置会社での意思決定の決め方を教えてください

思考プロセスを表示

取締役会非設置会社における意思決定は、主に株主総会と取締役によって行われます。それぞれの権限が持つ権限で、実務上の決め方は以下の通りです。

株主総会の権限と役割 取締役会非設置会社の株主総会は、会社法に規定された事項だけでなく、株式会社の組織、運営、管理の他の一切の事項について決議することができます（会社法105条第1項）。このため「**取締役の権限**」とも呼ばれます。これは、取締役会設置会社の株主総会が、会社法や定款で定められた事項に限り決議できるのと対照的です。

【解】> 解1 > 解2 > 解3 > 解4

株主総会は業務執行に関する決議もすることができ、取締役はこの決議を遵守する義務を負います。

【解】> 解1 > 解2

取締役の権限と役割 取締役は、定款に別段の定めがない限り、会社の業務を執行する権限を有します（会社法348条1項）。意思決定の方法は、取締役の人数によって異なります。

取締役が1人の場合 その取締役が包括的な業務執行権を持ちます。

取締役が2人以上の場合 複数にして、取締役の過半数をもって業務を決定します（会社法348条2項）。特に決定の重要事項については、各取締役に決定を要することはできず、必ず過半数で決定しなければなりません（会社法348条3項）。

【解】> 解4

例えば、株主総会を招集する際の決定は取締役が行いますが、取締役が複数いる場合は、その過半数で決定する必要があります。

【解】> 解1

実務上の意思決定の決め方 取締役会非設置会社では、株主総会と取締役の双方が業務執行の決定権限を持っていますが、実務上は以下のように役割を分けることが考えられます。

日常業務 原則として各取締役の役割に委ねられます。

重要な経営事項 取締役の過半数、多額の設備投資、その他の借入れなどは、日常業務に含まれない重大な経営事項として、株主総会の決議を要すると考えられます。

【解】> 解1

また、定款で取締役の業務執行の決定権限を制限し、特定の事項または全ての事項を株主総会の決議事項とすることも可能です（会社法295条1項）。

【解】> 解1

ただし、すべての業務執行の決定を株主総会で行うことは、以下のような問題点があります。

決議の欠如 株主総会は法定の招集手続きが必要なため、迅速な意思決定には向きません。

手続的費用 その際、株主総会議事録を作成・保存する義務があり、手続と費用がかかります。

これに対し、取締役による意思決定は、取締役が専断して会社業務を行う必要がなく、議会の法定手続でなく、決定事項を書面ですべて義務もありません。そのため、重要な意思の発露や輸入など、株主が取締役の判断だけで好ましくないと感じる事項については、株主総会の決議を要することが現実的な対応と考えられます。

【解】> 解1

目 関連記事

会社法第295条 会社法第296条 会社法第305条 会社法第306条 会社法第307条 会社法第308条 会社法第309条 会社法第310条 会社法第311条 会社法第312条

システムによる検索結果です。他の記事もぜひご確認ください。

関連する質問

- 取締役会非設置会社において、株主総会の決議を要する重大な経営事項の具体例は何ですか？
- 定款で取締役の業務執行の決定権限を制限する手続きや留意点はありますか？
- 株主総会の招集手続きに関する法的要件や実務上の注意点について教えてください。
- 取締役が業務執行を決定する際の過半数の基準に関する具体的な解釈や適用例はありますか？
- 取締役会非設置会社における株主総会の議事録作成に関する法的義務と実務上のポイントは何ですか？

解説

さらに質問してみる

1 質問文に対しての回答/要約

2 クリックすると思考プロセスを表示

※標準モデルは思考ステップのみ表示

思考プロセスを表示

- 質問の分析
- 質問の要約を分析しました。
- 関連する法律規定の特定
- 意思決定の方法
- 株主総会の権限
- 業務執行の責任
- 法的義務
- 要点をもとに1件の構文を作成しました。
- 文脈の補完
- 質問を解決して1件の候補を見つけました。
- 候補を評価して1件の候補を見つめました。
- オプション・関連性を検出して1件の候補を見つめました。
- 関連性の高いガイドライン・議事録を参照しました。
- 情報の整理
- 取得した情報を整理しています。
- 参照されました。出力を拒否します。

3 要約で参照した文献を表示 クリックするとWatsonのページで、文献・関連ページを表示

書籍

判例※

ガイドライン等

法令

引用箇所のハイライト

🔍 Holmes 上位 文脈名を表示 (参照期間: 全期間)

⑤ 会員限定抽選会 (一般懸賞)
期間中の「エコクル製品」の購入が応募条件となっているため、これは「一般懸賞」に該当し、景品規制の対象となります。
一般懸賞では、景品額の最高額は取引価額の20倍、景品額の総額は懸賞に係る売上予定総額の2%以内と定められています。
ここでの「取引の価額」は、メーカーがキャンペーンを実施する場合、対象商品の通常の販売価格となります。対象商品が複数ある場合は、そのうち最も安いものの価格が基準となる可能性があります。過去の購入額を取引価額とすることはできません。
したがって、「高性能空気清浄機 (定価50,000円)」の価額が、対象となるエコクル製品のうち最も安い製品価格の20倍を超えていないか、また、景品総額 (50,000円 × 100名 = 500万円) が、キャンペーン期間中の対象製品の売上予定総額の2%以内収まるかを確認する必要があります。

🔗 関連トピックを本サイトにリンクインターネット広告連携ハンドブック

- 🔍 景品に関するQ&A
- 🔍 景品に関するQ&A
- 🔍 景品に関するQ&A
- 🔍 景品に関するQ&A

🔍 Watson

📖 書籍 🔍 判例 📄 ガイドライン等 📄 法令

🔍 景品に関するQ&A

📄 消費者庁

📅 2024 (令和6) 年9月13日

p.33

問: Q 9 5 【メーカーと小売店が同時期に実施する懸賞企画の考え方-2 (景品額の限度額)】 メーカーが、商品A (1,000円) の購入者を対象に抽選により景品を提供するキャンペーンを実施し、同時期に、小売店が、メーカーが行う懸賞とは別に、商品Aを必ず買って、1回の取引で1,500円以上購入した者を対象に抽選により景品を提供するキャンペーンを実施する場合、提供できる景品の最高額及び総額はどのように算定すればよいでしょうか。なお、メーカーと小売店のキャンペーンは、重複当選を制限していません。

答: 回答: 同一の取引に付随して2つ以上の懸賞による景品類の提供が行われる場合の景品額の限度額の考え方は、次のとおりです。

要約作成に使った箇所を自動で強調表示します。

リサーチ結果と原典 (判例・論文・法令など) の紐付け (裏取り) を容易にします。

ハイライト+下線: 特に類似度が高い
(表示例)

高 類似度 最も類似度が高い重要箇所です。

ハイライトのみ: 中程度
(表示例)

中 類似度 類似度が高い参考箇所として表示されます。

ハイライトなし: 類似度が低い
(表示例)

低 類似度* 高、中にくらべて文章の類似度が低い箇所です。

※ハイライトは類似度が高いものを表示します。類似度が低い場合は、表示されないことがあります。

※ハイライト情報は質問時に生成されるため、機能提供 (2025年12月4日) 前の過去の回答にはハイライトは表示されません。

更問機能(さらに質問してみる)

Holmes
文脈名を表示

2023/5/26 14:29:33

新株予約権を買収防衛策に使う際の法的論点について教えてください

新株予約権を買収防衛策として利用する際の法的論点は多岐にわたります。以下、主な論点を整理します。

新株予約権の発行目的と公正発行の要件
 新株予約権は、ストック・オプションや資金調達だけでなく、買収防衛策としても発行されることがあります。特に敵対的買収者が一定割合以上の株式を取得した場合に、買収者以外の株主に新株予約権を発行することで、買収者の持株比率を希釈化し、支配権取得を困難にする仕組みが用いられます。
 ただし、こうした新株予約権の発行が「著しく不公正な方法」に該当する場合や、株主平等原則に反する場合には、差止めや無効となるリスクがあります。

■ 会社法入門 (第13版)
■ 新株予約権ハンドブック 第5版
■ 新株予約権ハンドブック 第6版
■ 時代を彩る書籍判例
■ スタンドarde判法II 会社法 (第2版)

主な法的論点

株主平等原則と差別的取扱い
 買収防衛策として発行される新株予約権は、買収者やその関係者には行使や割当てを認め、他の株主には認める「差別的行使条件」や「差別的取得条件」が付されることが多いです。
 最高裁（ブルドックソース事件）は、会社の利益や株主共同の利益を守るために合理的な範囲で差別的取扱いがなされる場合、株主平等原則に必ずしも反しないと示しています。ただし、衡平性や相当性を欠く場合は違法となる可能性があります。

■ 新株予約権ハンドブック 第5版
■ 新・日本の会社法 (第2版)
■ 東京地裁令和11年11月9日(東京簡裁制作所新株予約権無効当止差止め命令申立事件)
■ 東京地裁平成19年6月28日(ブルドックソースの株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件)
■ 東京高裁令和14年4月23日(日本アジアグループ事件)

不正発行の差止め・無効リスク
 新株予約権の発行が、経営陣の保守や特定株主の排除を主目的とする場合、「著しく不公正な方法」に該当し、会社法247条等に基づき差止めや無効となるリスクがあります。
 裁判例では、買収防衛策の発動が会社の企業価値や株主共同の利益を守るために必要かつ相当である場合には、不正発行に該当しないと判断されています。一方、経営支配権の維持のみを目的とする場合は不正発行とされることがあります。

■ 新・日本の会社法 (第2版)
■ 東京高裁令和11年11月9日(東京簡裁制作所新株予約権無効当止差止め命令申立事件)
■ 東京地判平成30年10月20日(大玉機械C B発行を差する損害賠償請求事件)
■ 東京地裁平成19年6月28日(ブルドックソースの株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件)
■ 名古屋地裁平成20年11月19日(内八証券新株予約権行使禁止差止め決定)

必要性・相当性の審査
 買収防衛策としての新株予約権発行の適法性は、「必要性」と「相当性」の観点から審査されます。
 必要性については、買収者による企業価値や株主共同の利益の毀損リスクが現実的に存在するか、株主総会で意思確認がなされているかが考慮されます。
 相当性については、買収者に損害回復の機会が与えられているか、損害の予測可能性があるか、損害軽減措置が講じられているかが判断要素となる場合があります。

原因
さらに質問してみる
詳細 >

- 1 画面下部「さらに質問してみる」から、関連する質問を続けて質問可能
- 2 質問を入力して送信すると、下側に続けて結果を表示

上場規則・開示義務等の遵守
 上場会社の場合、買収防衛策の導入・発動時には、適時開示や内容の公正性、株主権利への配慮等が求められます。東京証券取引所の上場規程でも、恣意的な発動や株主権利の毀損を防ぐための規制が設けられています。

■ 金融商品取引法入門 (第4版)

まとめ
 新株予約権を買収防衛策として利用する場合、株主平等原則や不正発行の禁止、必要性・相当性の確保、株主意思の尊重、上場規則の遵守など、多角的な論点を慎重に検討する必要があります。
 特に、経営陣の保身目的とならないよう、株主共同の利益や企業価値の維持・向上を目的とした合理的かつ公正な運用が求められます。

※AIによる自動生成です。内容の正確性は必ずご確認ください。

👍 🗑

関連する質問

- Q 新株予約権の発行が「著しく不公正な方法」とされる具体的な基準は何ですか？
- Q 差別的行使条件や差別的取得条件の設定に関して、どのようなリスクが考えられますか？
- Q 新株予約権を用いた買収防衛策の導入に関して、株主総会の承認を得ることが重要な理由は何ですか？
- Q 買収防衛策としての新株予約権の発行において、必要性と相当性の判断に影響を与える具体的な要素は何ですか？
- Q 上場会社が買収防衛策を導入する際、東京証券取引所の上場規程において留意すべきポイントは何か？

2023/5/26 14:29:33

新株予約権の発行が「著しく不公正な方法」とされる具体的な基準は何ですか？

新株予約権の発行が「著しく不公正な方法」とされるか否かの判断基準は、主にその発行目的の不当性に着目して行われます。以下、具体的な基準や裁判例の考え方を整理します。

主要目的の判断
 新株予約権の発行が「著しく不公正な方法」に該当するかは、発行の主要な目的が経営支配権の維持・確保などの不当な目的であるかどうかによって判断されます。
 具体的には、会社の経営支配権に現に争いが生じている場合で、買収者やその支持者の支配権維持を主要な目的として新株予約権が発行された場合、原則として「著しく不公正な方法」に該当するとされます。

■ 会社法のファイナンスとM&A
■ Law Practice 判法 (第4版)
■ 会社法判例判例
■ 会社法判例ハンドブック
■ スタンドarde判法II 会社法入門

サジェスト機能

The screenshot shows a user interface for the Watson & Holmes AI legal research tool. At the top, there is a section titled "関連する質問" (Related Questions). Below this title, five suggested questions are listed, each with a magnifying glass icon on the left. The questions are: 1. "新株予約権の発行が「著しく不公正な方法」とされる具体的な事例について、過去の裁判例を挙げて詳しく教えてください。" 2. "新株予約権の発行における「主要目的ルール」について、具体的な適用例やその影響を詳しく説明してください。" 3. "株主の不利益が発生する場合の具体的な基準や事例について、さらに詳しい情報を提供してください。" 4. "買収防衛策としての新株予約権の発行が不正発行に該当しないための「必要性」と「相当性」の具体的な判断基準について教えてください。" 5. "新株予約権の発行における手続的公正の重要性について、株主総会での承認の役割を含めて詳しく説明してください。" Below the list of questions, there is a "履歴" (History) button with a circular arrow icon on the left and a "詳細" (Details) button with a downward arrow icon on the right. A selected question is shown in a light gray box with a blue arrow pointing to the right.

関連する質問

- 新株予約権の発行が「著しく不公正な方法」とされる具体的な事例について、過去の裁判例を挙げて詳しく教えてください。
- 新株予約権の発行における「主要目的ルール」について、具体的な適用例やその影響を詳しく説明してください。
- 株主の不利益が発生する場合の具体的な基準や事例について、さらに詳しい情報を提供してください。
- 買収防衛策としての新株予約権の発行が不正発行に該当しないための「必要性」と「相当性」の具体的な判断基準について教えてください。
- 新株予約権の発行における手続的公正の重要性について、株主総会での承認の役割を含めて詳しく説明してください。

履歴 新株予約権の発行が「著しく不公正な方法」とされる具体的な事例について、過去の裁判例を挙げて詳しく教えてください。 詳細

1 AIが自動で関連する質問例を提案
要約の下に「関連する質問」が表示される

2 質問文をクリックすると、さらに質問してみるの欄に反映
送信ボタンをクリックすることで質問可能

履歴

履歴

5

2025/5/26 14:29:33

新株予約権を買取防衛策に使う際の法的論点について教えて

↑

新株予約権の発行が「著しく不公正な方法」とされる具体的な基準は何ですか？

2025/5/26 14:20:08

↓

有期雇用契約の途中解除は可能ですか？

2025/5/23 17:43:16

↓

取締役会非設置会社での意思決定の進め方を教えてください

2025/5/23 17:42:11

↓

株主総会の招集通知は何日前までに発送する？

2025/5/23 17:40:18

↓

私は現在、IT企業にて正社員として勤務しておりますが、所属部署の大幅な人員削減が行われることにな...

Holmes

文脈名を表示

す。

会社の企業価値や株主共同の利益が害されるおそれがあり、その防止のために差別的取扱いが衡平の理念に反せず、相当性を欠かない場合には、不正発行には該当しないとされます（ブルドックス事件最高裁判決等）。

■ 新・日本の会社法（第2版）
■ 会社法実務問答集（下）
■ 会社法コメント集 6巻 ― 新株予約権
■ 新・会社法実務問題シリーズ②（株主・種類株式（第2版））
★ 東京地決平成19年6月28日（ブルドックスの株主総会決議禁止等仮処分申立事件）

手続的公正・株主意思の尊重

株主総会の承認を経ているが、手続に重大な瑕疵がないか等、手続的な公正さも重要な判断要素となります。株主総会での適正な手続を経て大多数の株主が承認した場合は、不正発行とされにくい傾向があります。

■ 新・日本の会社法（第2版）
■ 会社法実務問答集（下）
■ 会社法コメント集 6巻 ― 新株予約権
■ 新・会社法実務問題シリーズ②（株主・種類株式（第2版））
★ 東京地決平成19年6月28日（ブルドックスの株主総会決議禁止等仮処分申立事件）

例外的に正当化される場合

敵対的買収者が真摯に合理的な経営を目指すのではなく、会社に回復し難い損害をもたらす事情がある場合など、株主全体の利益保護の観点から特段の事情が認められる場合には、支配権維持目的の新株予約権発行でも正当化されることがあります。

■ 会社法のファンダメンタルズ
★ 東京高決令和3年11月9日（東京機械製作所新株予約権保護禁止等仮処分申立事件）

まとめ

新株予約権の発行が「著しく不公正な方法」とされるかは、主に発行目的の不当性（支配権維持等）が主要な目的であるか、株主に不利益が生じるか、必要性・相当性・手続的公正が確保されているか等を総合的に判断して決されます。

目 関連法令

会社法 第210条 会社法 第247条 会社法 第277条 会社法 第278条 会社法 第423条 会社法 第428条

システムによる自動生成です。内容の正確性は必ずご確認ください。

関連する質問

Q、新株予約権の発行が「著しく不公正な方法」とされる具体的な事例について、過去の裁判例を挙げて詳しく教えてください。

Q、新株予約権の発行が「著しく不公正な方法」とされる具体的な事例について、具体的な適用例やその影響を詳しく説明してください。

Q、株主の不利益が「著しく不公正な方法」とされる具体的な事例について、さらに詳しい情報を提供してください。

Q、買取防衛策として新株予約権を発行する場合、その正当性を判断するための「必要性」と「相当性」の具体的な判断基準について教えてください。

Q、新株予約権の発行が「著しく不公正な方法」とされる具体的な事例について、過去の裁判例を挙げて詳しく教えてください。

履歴

詳細 >

- 履歴機能（時計マーク）より過去の質問履歴を表示させることが可能
クリックすると過去の回答・参考文献を表示する
※関連する質問はドロップダウンボックスで開閉
- 質問文右上のごみ箱マークで履歴を削除

※履歴機能からの確認は質問回数に影響しない
※検索当時の設定（AIモデル・検索対象・期間）にて生成された回答履歴が表示される。

リーガルリサーチAI活用のコツ

基本的な聞き方



離婚の慰謝料が400万円以上認められた判例について教えて

「数」「文字量」を指定することで、より欲しい情報量を得られるようになります

おすすめの聞き方



離婚の慰謝料が400万円以上認められた判例について教えて5つを教えて



離婚の慰謝料が400万円以上認められた判例について1,000字程度でまとめて

基本的な聞き方



賃貸借契約書に自動更新条項を
規定しておけば、法定更新を排除できるか？

立場を変えて質問することで

より多角的な視点で法的解釈を得ることができます

おすすめの聞き方



賃貸借契約書に自動更新条項を規定しておけば
法定更新を排除できるという意見について、
肯定・否定・中立的な立場から見解を述べて



賃貸借契約書に自動更新条項を規定しておけば
法定更新を排除できるという意見について、
対立説を踏まえて説明して

基本的な聞き方



下請取引における買ったたきについて教えて

アウトプットの形式を指定することで
より求める形で文章を作成することができます

おすすめの聞き方



下請取引における買ったたきについて、
対話物語形式で論じて



下請取引における買ったたきについて、
3部構成でWEBコラム記事を作成して

基本的な聞き方



「契約不適合責任」について教えてください

「質問+回答」や「クイズ形式」に指定することで、より学習効果の高い内容を得ることができます

おすすめの聞き方



「契約不適合責任」について**理解度確認クイズ**を5問作成してください。正答と簡単な解説も付けてください



「契約不適合責任」についてよくある**質問**を挙げ、それぞれに**回答**をつけてください

基本的な聞き方

個人情報保護の流れについて説明してください

→ (さらに質問する) →



「個人情報」「個人データ」「保有個人データ」の具体的な違いについて、さらに詳しく教えていただけますか？

リサーチとレポート出力を段階に分けることで、自分で整理する手間が省け、そのまま活用できます

おすすめの聞き方

個人情報保護の流れについて説明してください

→ (さらに質問する) →



「個人情報」「個人データ」「保有個人データ」の具体的な違いについて、さらに詳しく教えていただけますか？

→ (さらに質問する) →

上記について、詳細なレポートを出力してください

有料プラン限定機能

マイ・コレクション

バインダー

リサーチ結果をブックマーク・コメント（メモ）として残し、バインダー単位で蓄積できる機能です。



同一組織内にて、Legalscapeアカウントをお持ちのユーザー同士での共有が可能です。

バインダーの上位概念としてフォルダーがあるため、階層で整理することも可能

3点リーダー→共有から URLをコピーし、バインダー単位で閲覧可能な URLをメール・チャット等で共有できます。

バインダーの作成方法



トップページ>マイ・コレクション>バインダーから新規作成をクリックし、新しいバインダーを選択

バインダー名を入力、カラーを選択して「作成する」をクリックする

バインダーの登録方法

■ 目的

+ バインダーに登録する

1. 本会計基準は、企業結合に関する会計処理及び開示を定めることを目的とする。
2. 本会計基準の適用にあたっては、

範囲選択 (WEBビュー)

+ クイックアクセスに登録

+ バインダーに登録

第1 企業結合審査の対象	3
1 株式保有	3
(1) 会社の株式保有	3
(2) 会社以外の者の株式保有	4
(3) 結合関係の範囲	5
(4) 企業結合審査の対象とならない株式保有	5
2 役員の兼任	5
(1) 役員の範囲	5

ページ (PDFビュー)

■ 用語の定義

このセクションはどこにも登録されていません
標準とする事業体をいい、会社、組合その他これらに相当するものを含む。)

+ クイックアクセスに登録する

+ バインダーに登録する

ある企業を構成する事業と他の企業又は他の事業単位に統合されることをいう。なお、複数の取引が1つの企業結合を構成している場合には、それらを一体として取り扱う。

6. 「事業」とは、企業活動を行うために組織化され、有機的一体として機能する経営資源をいう。

7. 「支配」とは、ある企業又は企業を構成する事業の活動から便益を享受するために、その企業又は事業の財務及び経営方針を左右する能力を有していることをいう。

セクション (WEBビュー)

登録したいセクション、ページを選択もしくは範囲を選択し、「バインダーに登録する」をクリック。登録先バインダーを選択し(※必要に応じてメモを残し)バインダーに登録するをクリック

登録画面からバインダーを新規作成

■ バインダー

登録先バインダーを選択してください

テスト02

新しいバインダーを作成

文献名 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方
(2)甲の市場における地位

メモ

メモを登録することができます。

この内容でバインダーに登録します

キャンセル [バインダーに登録する](#)

新しいバインダーを作成

バインダー名

テスト01

ハイライトカラー

青 赤 緑 紫

選択中: 青

この内容でバインダーを作成します

キャンセル [作成する](#)

バインダー名、カラーを選択して作成

バインダー登録画面から
新しいバインダーを作成をクリック

コンテンツ閲覧画面から直接バインダーを作成できます。
「新しいバインダーを作成」から作成し
そのまま新規作成したバインダーへ登録できます。

バインダーへのアクセス方法



トップページからアクセス可能

バインダーの編集方法



マイ・コレクション>バインダーから編集したいバインダーを開き、右上の3点リーダーから名前や色の変更、削除が可能

書式ダウンロード機能

書式ダウンロード機能

Legalscape収録書籍に付属している書式（契約書）のひな型がダウンロードできる機能です。

※一部収録書籍に対応しています ※掲載時点の書式情報です

Legalscape 株主総会ハンドブック 詳細

ニュース (11621)
書籍・雑誌 (4451)
ガイドライン等 (3762)
パブリック (10000)
書式ファイル (1275)
マイ・コレクション
履歴
ニュースの表示切替

ビジネス契約 (171)
外国語書類 (30)
一般民事・家事 (46)
人事・労務 (471)
知的財産権 (42)
会社・組織法務 (4)
上場企業 (15)

M&A分野

契約書

英文契約書

書式ファイル (1275)
ビジネス契約 (171)
外国語書類 (30)
一般民事・家事 (46)
人事・労務 (471)
知的財産権 (42)
会社・組織法務 (4)
上場企業 (15)
その他 (40)

1 トップページ>書式ファイル
もしくは左上のハンバーガーメニューから書式ファイル>カテゴリを選択して書式ファイルを表示

2 「書式ファイル」をクリックするとカテゴリー一覧を表示することも可能

書式カテゴリー一覧

※いずれの書式も書籍刊行日時点の内容になります

ビジネス契約

M&A・事業承継・合併
ファンド
委任状
委任状
株式に関する契約
業務委託・業務提携・代理店
金融に関する契約
交換契約
債権譲渡
債務引受
取引基本契約
消費者三法
知的財産権に関する契約
賃貸借契約

外国語書類

M&A・事業承継・合併
委任状
英語
株式に関する契約
業務委託・業務提携・代理店
取引基本契約
知的財産権に関する契約
売買契約
秘密保持契約
保証契約
労働契約
一般民事・家事

委任状

契約書作成

文例001_契約書作成の委任状（委任者が個人の場合）.docx

掲載書籍： 第2版 一人でつくれる 契約書・内容証明郵便の文例集 - サンプル書式ダウンロード特典付き - | 出版社：日本加除出版

公正証書作成

文例002_公正証書作成の委任状（委任者が会社の場合）.docx

掲載書籍： 第2版 一人でつくれる 契約書・内容証明郵便の文例集 - サンプル書式ダウンロード特典付き - | 出版社：日本加除出版

- 1 ファイル名をクリックすることで、書式をダウンロード可能。ファイル名の下には掲載書籍が表示されており、クリックすると当該ファイルが収録されている書籍を閲覧可能



- 2 書籍に書式が収録されている場合、「添付ファイル」から収録ファイル一覧が表示され、クリックするとダウンロード可能

その他の違い

Watson & Holmes

判例連携オプション

下記をご契約いただくことにより
判例検索機能の使用が可能です

- D1-Law.com判例体系
- Legalscape 判例連携オプション

コンテンツ閲覧

印刷機能

トライアル期間中:印刷 /PDF保存不可

有料プラン: 1アカウントごとに 150ページ/月まで印刷可能

Watson



- ①タブの切り替えで「判例」の参照元を選択できます。
- ②タイトルをクリックして外部サービス (D-1Law) から確認が可能です。

動画マニュアル/サポート

動画マニュアル/サポート

マニュアルの場所／サポートへのご連絡方法は各画面の右上のアイコンよりお願いいたします。



動画マニュアルはトップページ左下「リリース・ガイドを表示」よりご確認ください



ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください



Legalscape

法人名	株式会社Legalscape（かぶしきがいしゃリーガルスケープ）
所在地	〒113-0023 東京都文京区向丘二丁目3番10号 東大前HIRAKU GATE 8階
設立年月日	2017年9月14日
事業内容	法律業務の支援に特化したサービス開発（ www.legalscape.co.jp ）
お問い合わせ	info@legalscape.co.jp